

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年10月1日（火） 第9633号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	物品売払代金の収納事務の委託（558）（文化政策課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定保護文化財の指定（559）（文化財課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の役員の退任（560）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
◇ 公安告示	乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（2）（交通規制課）・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第558号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、第68回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
一般財団法人米子市文化財団	米子市末広町293	令和6年9月9日	令和6年9月12日	令和6年10月12日から同月20日まで

鳥取県告示第559号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年10月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	員数	所在の場所
安楽寺 <small>あんらくじ</small>	3棟 本堂 山門 鐘楼 土地 1,765.3平方メートル（経蔵、水屋、北西塀及び石垣を含む。）	東伯郡湯梨浜町字野875

鳥取県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年10月1日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

退任した役員の氏名及び住所

理 事 北 村 量 弘 岩美郡岩美町大字荒金360-1

令和6年7月27日退任

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、米子市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和6年10月1日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 合意した者

- (1) 日ノ丸自動車株式会社
- (2) 日本交通株式会社

- (3) 鳥取県公安委員会
- (4) 米子市長
- (5) 中国運輸局長

2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

通番	停留所名称	所在地
1	山本医院前（下り）	米子市大篠津町1108先
2	大篠津農協前（下り）	米子市大篠津町1742-1先
3	真誠会前	米子市富益町235-10先
4	富益南口（上り）	米子市富益町145-2先
5	山口外科医院前	米子市夜見町2788-2先
6	河崎四軒屋	米子市河崎170-3先
7	下三柳（上り）	米子市両三柳4277-7先
8	住宅入口	米子市両三柳4498先
9	浜橋（下り）	米子市両三柳3607-2先
10	上河崎（下り）	米子市河崎1056-12先
11	富益新田入口（下り）	米子市大崎2291-4先
12	大崎一区中（下り）	米子市大崎2088-4先
13	崎津学校前（下り）	米子市大崎1589-2先
14	美保中学校前（下り）	米子市大篠津町4480-6先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

米子市が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に規定する自家用有償旅客運送の用に供するもの

4 道路又は交通の状況により支障がないようにするため必要と認める事項

2に掲げる停留所における3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車は、3に掲げる一般旅客自動車運送事業用自動車等に係る運行時間内に限るものとする。

5 合意をした期日

令和6年8月26日